

大学評価基準に関する評価の指針 新旧対照表

※赤太字部分が改定箇所。下線部は本評価において特に重要と考えられる法令を表しています。

頁数	新（改定案）	旧								
p. 1	大学評価基準に関する評価の指針 基準1に関する評価の指針 (略)	大学評価基準に関する評価の指針 基準1に関する評価の指針 (略)								
p. 1	イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (略)	イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (略)								
p. 1-2	<p>□ 教育研究実施組織に関すること 大学は、学士課程、大学院課程における教育研究実施組織に 関し、大学の規模・授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な 教員を適切に配置し、また、学校教育法が定める教授会のほか 各種の管理運営の体制を整備しているか。 (略)</p> <p>[関係法令等]</p> <table border="1"> <tr> <td>学校教育法 <u>第92条、第93条、第114条</u></td></tr> <tr> <td>学校教育法施行規則 <u>第143条</u></td></tr> <tr> <td>大学設置基準 <u>第7条、第8条、第9条、第10条、第12条、第13条、 第14条、第15条、第16条、第17条、 第61条、別表第一、別表第二</u></td></tr> <tr> <td>大学院設置基準 <u>第8条、第9条、第9条の2、第46条</u></td></tr> </table>	学校教育法 <u>第92条、第93条、第114条</u>	学校教育法施行規則 <u>第143条</u>	大学設置基準 <u>第7条、第8条、第9条、第10条、第12条、第13条、 第14条、第15条、第16条、第17条、 第61条、別表第一、別表第二</u>	大学院設置基準 <u>第8条、第9条、第9条の2、第46条</u>	<p>□ 教員組織に関すること 大学は、学士課程、大学院課程における教員組織に関し、教育 研究組織の規模・授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教 員を適切に配置し、また、学校教育法が定める教授会のほか各 種の管理運営の体制を整備しているか。 (略)</p> <p>[関係法令等]</p> <table border="1"> <tr> <td>学校教育法 <u>第92条、第93条、第114条</u></td></tr> <tr> <td>学校教育法施行規則 <u>第143条</u></td></tr> <tr> <td>大学設置基準 <u>第7条、第8条、第9条、第10条、第12条、第13条、 第14条、第15条、第16条、第17条、 第61条、別表第一、別表第二</u></td></tr> <tr> <td>大学院設置基準 <u>第8条、第9条、第9条の2、第46条</u></td></tr> </table>	学校教育法 <u>第92条、第93条、第114条</u>	学校教育法施行規則 <u>第143条</u>	大学設置基準 <u>第7条、第8条、第9条、第10条、第12条、第13条、 第14条、第15条、第16条、第17条、 第61条、別表第一、別表第二</u>	大学院設置基準 <u>第8条、第9条、第9条の2、第46条</u>
学校教育法 <u>第92条、第93条、第114条</u>										
学校教育法施行規則 <u>第143条</u>										
大学設置基準 <u>第7条、第8条、第9条、第10条、第12条、第13条、 第14条、第15条、第16条、第17条、 第61条、別表第一、別表第二</u>										
大学院設置基準 <u>第8条、第9条、第9条の2、第46条</u>										
学校教育法 <u>第92条、第93条、第114条</u>										
学校教育法施行規則 <u>第143条</u>										
大学設置基準 <u>第7条、第8条、第9条、第10条、第12条、第13条、 第14条、第15条、第16条、第17条、 第61条、別表第一、別表第二</u>										
大学院設置基準 <u>第8条、第9条、第9条の2、第46条</u>										

頁数	新（改定案）	旧
	<p>告示 <u>平成 11 年文部省告示第 175 号、平成 11 年文部省告示第 176 号、平成 15 年文部科学省告示第 44 号、平成 15 年文部科学省告示第 53 号、平成 16 年文部科学省告示第 175 号、令和 5 年文部科学省告示第 49 号</u> (専門職大学院を設置する場合) 専門職大学院設置基準 第 4 条、第 5 条 告示 平成 15 年文部科学省告示第 53 号 (通信教育課程を設置する場合) 大学通信教育設置基準 第 8 条、第 11 条 大学院設置基準 第 27 条 (共同教育課程を設置する場合) 大学設置基準 第 46 条 (国際連携教育課程を設置する場合) 大学設置基準 第 55 条 大学院設置基準 第 40 条 (削除)</p>	<p>告示 <u>平成 11 年文部省告示第 175 号、平成 11 年文部省告示第 176 号、平成 15 年文部科学省告示第 44 号、平成 15 年文部科学省告示第 53 号、平成 16 年文部科学省告示第 175 号</u> (追加) (専門職大学院を設置する場合) 専門職大学院設置基準 第 4 条、第 5 条 告示 平成 15 年文部科学省告示第 53 号 (通信教育課程を設置する場合) 大学通信教育設置基準 第 8 条、第 11 条 大学院設置基準 第 27 条 (共同教育課程を設置する場合) 大学設置基準 第 46 条 (国際連携教育課程を設置する場合) 大学設置基準 第 55 条 大学院設置基準 第 40 条 専門職大学院設置基準 第 40 条</p>
p. 2	ハ 教育課程に関すること (略)	ハ 教育課程に関すること (略)

頁数	新（改定案）	旧																				
p. 3-4	<p>ニ 施設及び設備に関すること (略) [関係法令等]</p> <table border="1"> <tr><td>学校教育法 第 96 条</td></tr> <tr><td>学校教育法施行規則 第 143 条の 2、第 143 条の 3</td></tr> <tr><td>大学設置基準 <u>第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 37 条の 2、第 38 条、第 39 条、第 39 条の 2、第 40 条、第 40 条の 2、第 59 条、第 61 条、別表第三</u></td></tr> <tr><td>大学院設置基準 <u>第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 22 条の 2、第 24 条、第 46 条</u></td></tr> <tr><td>告示 平成 15 年文部科学省告示第 50 号 (専門職大学院を設置する場合)</td></tr> <tr><td>専門職大学院設置基準 第 17 条 (通信教育課程を設置する場合)</td></tr> <tr><td>大学通信教育設置基準 第 9 条、第 10 条</td></tr> <tr><td>大学院設置基準 第 29 条、第 30 条 (共同教育課程を設置する場合)</td></tr> <tr><td>大学設置基準 第 47 条、第 48 条、第 49 条</td></tr> <tr><td>大学院設置基準 第 34 条</td></tr> </table>	学校教育法 第 96 条	学校教育法施行規則 第 143 条の 2、第 143 条の 3	大学設置基準 <u>第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 37 条の 2、第 38 条、第 39 条、第 39 条の 2、第 40 条、第 40 条の 2、第 59 条、第 61 条、別表第三</u>	大学院設置基準 <u>第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 22 条の 2、第 24 条、第 46 条</u>	告示 平成 15 年文部科学省告示第 50 号 (専門職大学院を設置する場合)	専門職大学院設置基準 第 17 条 (通信教育課程を設置する場合)	大学通信教育設置基準 第 9 条、第 10 条	大学院設置基準 第 29 条、第 30 条 (共同教育課程を設置する場合)	大学設置基準 第 47 条、第 48 条、第 49 条	大学院設置基準 第 34 条	<p>ニ 施設及び設備に関すること (略) [関係法令等]</p> <table border="1"> <tr><td>学校教育法 第 96 条</td></tr> <tr><td>学校教育法施行規則 第 143 条の 2、第 143 条の 3</td></tr> <tr><td>大学設置基準 <u>第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 37 条の 2、第 38 条、第 39 条、第 39 条の 2、第 40 条、第 40 条の 2、第 59 条、第 61 条、別表第三</u></td></tr> <tr><td>大学院設置基準 <u>第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 22 条の 2、第 24 条、第 46 条</u></td></tr> <tr><td>告示 平成 15 年文部科学省告示第 50 号 (専門職大学院を設置する場合)</td></tr> <tr><td>専門職大学院設置基準 第 17 条 (通信教育課程を設置する場合)</td></tr> <tr><td>大学通信教育設置基準 第 9 条、第 10 条</td></tr> <tr><td>大学院設置基準 第 29 条、第 30 条 (共同教育課程を設置する場合)</td></tr> <tr><td>大学設置基準 第 47 条、第 48 条、第 49 条</td></tr> <tr><td>大学院設置基準 第 34 条</td></tr> </table>	学校教育法 第 96 条	学校教育法施行規則 第 143 条の 2、第 143 条の 3	大学設置基準 <u>第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 37 条の 2、第 38 条、第 39 条、第 39 条の 2、第 40 条、第 40 条の 2、第 59 条、第 61 条、別表第三</u>	大学院設置基準 <u>第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 22 条の 2、第 24 条、第 46 条</u>	告示 平成 15 年文部科学省告示第 50 号 (専門職大学院を設置する場合)	専門職大学院設置基準 第 17 条 (通信教育課程を設置する場合)	大学通信教育設置基準 第 9 条、第 10 条	大学院設置基準 第 29 条、第 30 条 (共同教育課程を設置する場合)	大学設置基準 第 47 条、第 48 条、第 49 条	大学院設置基準 第 34 条
学校教育法 第 96 条																						
学校教育法施行規則 第 143 条の 2、第 143 条の 3																						
大学設置基準 <u>第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 37 条の 2、第 38 条、第 39 条、第 39 条の 2、第 40 条、第 40 条の 2、第 59 条、第 61 条、別表第三</u>																						
大学院設置基準 <u>第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 22 条の 2、第 24 条、第 46 条</u>																						
告示 平成 15 年文部科学省告示第 50 号 (専門職大学院を設置する場合)																						
専門職大学院設置基準 第 17 条 (通信教育課程を設置する場合)																						
大学通信教育設置基準 第 9 条、第 10 条																						
大学院設置基準 第 29 条、第 30 条 (共同教育課程を設置する場合)																						
大学設置基準 第 47 条、第 48 条、第 49 条																						
大学院設置基準 第 34 条																						
学校教育法 第 96 条																						
学校教育法施行規則 第 143 条の 2、第 143 条の 3																						
大学設置基準 <u>第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 37 条の 2、第 38 条、第 39 条、第 39 条の 2、第 40 条、第 40 条の 2、第 59 条、第 61 条、別表第三</u>																						
大学院設置基準 <u>第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 22 条の 2、第 24 条、第 46 条</u>																						
告示 平成 15 年文部科学省告示第 50 号 (専門職大学院を設置する場合)																						
専門職大学院設置基準 第 17 条 (通信教育課程を設置する場合)																						
大学通信教育設置基準 第 9 条、第 10 条																						
大学院設置基準 第 29 条、第 30 条 (共同教育課程を設置する場合)																						
大学設置基準 第 47 条、第 48 条、第 49 条																						
大学院設置基準 第 34 条																						

頁数	新（改定案）	旧								
	<p>(国際連携教育課程を設置する場合) 大学設置基準 第 56 条 大学院設置基準 第 41 条 専門職大学院設置基準 第 40 条</p>	<p>(国際連携教育課程を設置する場合) 大学設置基準 第 56 条 大学院設置基準 第 41 条 専門職大学院設置基準 第 41 条</p>								
p. 4-5	<p>亦 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導に関すること</p> <p>大学は、大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を適切に設けているか。また、学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けているか。さらに、学生支援に関することについて適切に対応を行っているか。</p> <p>教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務を行われるよう努めているか。</p> <p>[関係法令等]</p> <table border="1"> <tr> <td>教育基本法 第 4 条</td></tr> <tr> <td>学校教育法 第 11 条、第 12 条、第 114 条</td></tr> <tr> <td>学校教育法施行規則 第 26 条</td></tr> <tr> <td>大学設置基準 第 7 条</td></tr> </table>	教育基本法 第 4 条	学校教育法 第 11 条、第 12 条、第 114 条	学校教育法施行規則 第 26 条	大学設置基準 第 7 条	<p>亦 事務組織に関すること</p> <p>大学は、大学の事務を遂行するための事務組織を適切に設けているか。また、学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けているか。(又から移動)</p> <p>教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務を行われるよう努めているか。</p> <p>[関係法令等]</p> <table border="1"> <tr> <td>(又から移動)</td></tr> <tr> <td>学校教育法 (又から移動) 第 114 条</td></tr> <tr> <td>(又から移動)</td></tr> <tr> <td>大学設置基準 第 7 条</td></tr> </table>	(又から移動)	学校教育法 (又から移動) 第 114 条	(又から移動)	大学設置基準 第 7 条
教育基本法 第 4 条										
学校教育法 第 11 条、第 12 条、第 114 条										
学校教育法施行規則 第 26 条										
大学設置基準 第 7 条										
(又から移動)										
学校教育法 (又から移動) 第 114 条										
(又から移動)										
大学設置基準 第 7 条										

頁数	新（改定案）	旧
	<p>大学院設置基準 第8条、第43条 (通信教育課程を設置する場合)</p> <p>大学通信教育設置基準 第11条</p> <p>学校保健安全法 第13条</p> <p>障害者差別解消法 第7条、第8条</p>	<p>大学院設置基準 第8条（又から移動） (通信教育課程を設置する場合)</p> <p>大学通信教育設置基準 第11条</p> <p>（又から移動）</p> <p>（又から移動）</p>
p. 5	<p>へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること (略)</p>	<p>へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること (略)</p>
p. 5	<p>ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること (略)</p> <p>[関係法令等]</p> <p>学校教育法 第113条</p> <p>学校教育法施行規則 第172条の2</p> <p>教育職員免許法施行規則 第22条の6、第22条の8</p> <p>情報公表に関するそれぞれの設置形態別に定められた法令</p>	<p>ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること (略)</p> <p>[関係法令等]</p> <p>学校教育法 第113条</p> <p>学校教育法施行規則 第172条の2</p> <p>教育職員免許法施行規則 第22条の6（追加）</p> <p>情報公表に関するそれぞれの設置形態別に定められた法令</p>
p. 5-6	<p>チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること 大学は、教育研究活動等の改善を継続的に行う適当な体制を整えた上で、大学の教育研究水準の向上に資するため、その教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を</p>	<p>チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること 大学は、教育研究活動等の改善を継続的に行う適当な体制を整えた上で、大学の教育研究水準の向上に資するため、その教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を</p>

頁数	新（改定案）	旧
	<p>公表しているか。その際、学生の学修成果の適切な把握及び評価に関する取組みを行っているか。</p> <p>また、教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けているか。</p> <p>さらに設置計画等履行状況等調査において過去 5 年間に意見等が付されている場合には、意見に対して講じた措置について適切に対応を行っているか。</p> <p>なお、本事項については、特に重点的に評価するものとする。 (略)</p>	<p>公表しているか。その際、学生の学習成果を適切に把握する取組みを行っているか。</p> <p>また、教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けているか。 (又から移動)</p> <p>なお、本事項については、特に重点的に評価するものとする。 (略)</p>
p. 6	リ 財務のこと (略)	リ 財務のこと (略)
p. 6	<p>ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等のこと</p> <p>大学は、イからりまでの事項で評価するとしたもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項について適切に対応を行っているか。特に、ICT 環境の整備並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備について適切に対応を行っているか。</p> <p>また、イからりまでに列挙した以外の関係法令等に適切に対応を行っているか。 (チに移動)</p>	<p>ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等のこと</p> <p>大学は、イからりまでの事項で評価するとしたもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項について適切に対応を行っているか。特に、ICT 環境の整備並びに学生支援することについて適切に対応を行っているか。</p> <p>また、イからりまでに列挙した以外の関係法令等に適切に対応を行っているか。</p> <p>さらに、設置計画等履行状況等調査において過去 5 年間に意見等が付されている場合には、意見に対して講じた措置について適切に対応を行っているか。</p>

頁数	新（改定案）	旧
	<p>[イからりまでに列挙した以外の関係法令等]</p> <p>地方独立行政法人法 第 68 条、第 69 条、第 70 条、第 71 条、第 72 条、第 73 条、第 74 条、第 75 条、第 76 条、第 77 条、第 77 条の 2、第 77 条の 3、第 79 条、(削除) 第 79 条の 3、第 79 条の 4、第 80 条</p> <p>教育公務員特例法 第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 19 条、(削除) 第 35 条</p> <p>(チに移動)</p> <p>(チに移動)</p> <p>(チに移動)</p> <p>大学設置基準 第 57 条、第 58 条</p> <p>大学院設置基準 (チに移動) 第 45 条</p> <p>(通信教育課程を設置する場合)</p> <p>大学通信教育設置基準 第 12 条</p> <p>告示 平成 20 年文部科学省告示第 103 号、平成 20 年文部科学省告示第 104 号、平成 20 年文部科学省告示第 106 号</p> <p>(チに移動)</p> <p>障害者差別解消法 第 5 条 (チに移動)</p> <p>男女雇用機会均等法</p>	<p>[イからりまでに列挙した以外の関係法令等]</p> <p>地方独立行政法人法 第 68 条、第 69 条、第 70 条、第 71 条、第 72 条、第 73 条、第 74 条、第 75 条、第 76 条、第 77 条、第 77 条の 2、第 77 条の 3、第 79 条、第 79 条の 2、第 79 条の 3、第 79 条の 4、第 80 条</p> <p>教育公務員特例法 第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 19 条、第 20 条、第 35 条</p> <p>教育基本法 第 4 条</p> <p>学校教育法 第 11 条、第 12 条</p> <p>学校教育法施行規則 第 26 条</p> <p>大学設置基準 第 57 条、第 58 条</p> <p>大学院設置基準 第 43 条、第 45 条</p> <p>(通信教育課程を設置する場合)</p> <p>大学通信教育設置基準 第 12 条</p> <p>告示 平成 20 年文部科学省告示第 103 号、平成 20 年文部科学省告示第 104 号、平成 20 年文部科学省告示第 106 号</p> <p>学校保健安全法 第 13 条</p> <p>障害者差別解消法 第 5 条、第 7 条、第 8 条</p> <p>男女雇用機会均等法</p>

頁数	新（改定案）	旧								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">第5条、第8条</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第4条</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">役員等に関するそれぞれの設置形態別に定められた法令</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">その他各種告示</td></tr> </table>	第5条、第8条	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第4条	役員等に関するそれぞれの設置形態別に定められた法令	その他各種告示	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">第5条、第8条</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第4条</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">役員等に関するそれぞれの設置形態別に定められた法令</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">その他各種告示</td></tr> </table>	第5条、第8条	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第4条	役員等に関するそれぞれの設置形態別に定められた法令	その他各種告示
第5条、第8条										
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第4条										
役員等に関するそれぞれの設置形態別に定められた法令										
その他各種告示										
第5条、第8条										
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第4条										
役員等に関するそれぞれの設置形態別に定められた法令										
その他各種告示										
p. 7	<p>基準2に関する評価の指針</p> <p>基準2では、大学が行う自己の水準分析の内容について、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。 その際、学生の学修成果の適切な把握及び評価に関する取組みの状況並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備に向けた取組みの状況を確認します。</p> <p>1 評価に付す根拠資料・データ（例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学が外部に対して公表する情報集、報告書等 ・第三者による大学の水準分析等の報告書 ・学生・卒業生を含む関係者からの意見の体系的、継続的な収集、分析の結果 ・学生の学修成果の把握及び評価に向けた取組み ・継続的な研究成果の創出のための環境整備に向けた取組み ・以上の資料における情報、意見を反映した改善の取組み（略） 	<p>基準2に関する評価の指針</p> <p>基準2では、大学が行う自己の水準分析の内容について、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。 (追加)</p> <p>1 評価に付す根拠資料・データ（例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学が外部に対して公表する情報集、報告書等 ・第三者による大学の水準分析等の報告書 ・学生・卒業生を含む関係者からの意見の体系的、継続的な収集、分析の結果 ・(追加) ・(追加) ・以上の資料における情報、意見を反映した改善の取組み（略） 								

頁数	新（改定案）	旧
p. 8	基準3に関する評価の指針 (略)	基準3に関する評価の指針 (略)